



宮 崎 県 公 報

平成30年5月31日(木曜日) 第 2999 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

| | |
|-------------------------------|---|
| 告 示 | 頁 |
| ○生活保護法に基づく医療機関の指定(6件)…(福祉保健課) | 1 |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出(“ ”) | 2 |
| ○救急病院の認定…(医療業務課) | 2 |
| ○道路の区域の変更(2件)…(道路保全課) | 2 |
| ○道路の占用を制限する区域の指定(“ ”) | 2 |

公 告

| | |
|-------------------------------|---|
| ○土地改良区の役員の就退任の届出(3件)……(農村整備課) | 3 |
| ○土地改良区の定款変更の認可……(“ ”) | 4 |
| ○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……(管理課) | 5 |
| ○入札公告(3件)…… | 5 |
| 病院局公営企業告示 | |
| ○指定代理納付者の指定…… | 9 |
| ○公金の収納の事務の委託について…… | 9 |

告 示

宮崎県告示第 529号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年5月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|----------------|----------------|-----------|
| 医療法人いちき齒科クリニック | 日南市吾田東10丁目5-27 | 平成30年4月1日 |

宮崎県告示第 530号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年5月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|----------|------------|-----------|
| いのうえ整形外科 | 延岡市岡富町 127 | 平成30年4月9日 |

宮崎県告示第 531号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶

者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年5月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------|--------------|-----------|
| たたら薬局 | 延岡市岡富町 127-2 | 平成30年4月9日 |

宮崎県告示第 532号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年5月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-----------|------------|-----------|
| なないろ薬局岡富店 | 延岡市岡富町29番地 | 平成30年5月1日 |

宮崎県告示第 533号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年5月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|-------------|---------------|-----------|
| よつくら歯科クリニック | 延岡市安賀多町4丁目4-8 | 平成30年5月1日 |

宮崎県告示第 534号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年5月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|---------------------|--------------------|-----------|
| 訪問看護ステーション たでいけ至福の園 | 北諸県郡三股町大字蓼池3637番地1 | 平成30年5月1日 |

宮崎県告示第 535号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年5月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|------------|----------------|------------|
| いちき歯科クリニック | 日南市吾田東10丁目5-27 | 平成30年3月31日 |

宮崎県告示第 536号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成30年5月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

| 名 称 | 所 在 地 |
|----------|------------------|
| おがわクリニック | 延岡市大貫町2丁目1206番の1 |

2 救急病院等の認定の有効期間

平成30年6月4日から平成33年6月3日まで

宮崎県告示第 537号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年5月31日から同年6月14日まで宮崎

県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年5月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|------|-------|------|----------------------------------|------|--------------|------------|
| 40 | 県道 | 都農綾線 | 児湯郡川南町大字川南字前ノ田 1 | 旧 | 14.7～16.0 | 53.4 |
| | | | 5027番18地先から同郡同町同大字同字 15021番3地先まで | 新 | 14.5～16.2 | |

宮崎県告示第 538号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年5月31日から同年6月14日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年5月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|------|-------|----------|-----------------------------------|------|--------------|------------|
| 307 | 県道 | 尾鈴川南停車場線 | 児湯郡川南町大字川南字沓袋畑51 | 旧 | 13.1～14.0 | 67.3 |
| | | | 99番1106地先から同郡同町同大字同字5199番1108地先まで | 新 | 11.0～14.8 | |

宮崎県告示第 539号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成30年5月31日から同年6月14日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年5月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

| 道路の種類 | 路線名 | 占用を制限する区域 |
|-------|------|--|
| 県道 | 都農綾線 | 児湯郡川南町大字川南字前ノ田 15027番18地先から同郡同町同大字同字 15021番3地先まで |

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年6月15日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、日向土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年5月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

| 役名 | 氏名 | 住 所 |
|----|------|-----------------|
| 理事 | 佐藤正一 | 高千穂町岩戸5304番地 |
| 理事 | 工藤和也 | 高千穂町岩戸5067番地 |
| 理事 | 佐藤光宏 | 高千穂町上岩戸1377-1番地 |
| 理事 | 工藤堅士 | 高千穂町上岩戸1219番地 |
| 理事 | 佐藤栄士 | 高千穂町上岩戸1542番地 |

（任期：平成33年3月31日まで）

2 退任した役員

| 役名 | 氏名 | 住 所 |
|----|------|---------------|
| 理事 | 工藤富雄 | 高千穂町岩戸5083番地 |
| 理事 | 佐藤新吾 | 高千穂町岩戸5288番地 |
| 理事 | 佐藤辰則 | 高千穂町上岩戸1161番地 |
| 理事 | 佐藤守伸 | 高千穂町上岩戸1301番地 |
| 理事 | 佐藤栄士 | 高千穂町上岩戸1542番地 |

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、黒口土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年5月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

| 役名 | 氏名 | 住 所 |
|----|-------|-----------------------|
| 理事 | 佐藤金一 | 西臼杵郡高千穂町大字上野2315番地 |
| 理事 | 苑田幸久 | 西臼杵郡高千穂町大字上野 226番地19 |
| 理事 | 佐藤春樹 | 西臼杵郡高千穂町大字上野2852番地 |
| 理事 | 佐藤好弘 | 西臼杵郡高千穂町大字上野2937番地 |
| 理事 | 佐藤則行 | 西臼杵郡高千穂町大字上野2616番地 |
| 理事 | 興梠利男 | 西臼杵郡高千穂町大字上野2306番地14 |
| 理事 | 西村公彦 | 西臼杵郡高千穂町大字上野3545番地 |
| 監事 | 古西富美男 | 西臼杵郡高千穂町大字上野3562番地 |
| 監事 | 興梠保明 | 西臼杵郡高千穂町大字三田井1195番地13 |

（任期：平成33年3月31日まで）

2 退任した役員

| 役名 | 氏名 | 住 所 |
|----|------|--------------------|
| 理事 | 田邊利一 | 西臼杵郡高千穂町大字上野2653番地 |
| 理事 | 工藤義昭 | 西臼杵郡高千穂町大字上野3063番地 |
| 理事 | 佐藤克久 | 西臼杵郡高千穂町大字上野2708番地 |
| 理事 | 佐藤定規 | 西臼杵郡高千穂町大字上野2412番地 |
| 理事 | 工藤松久 | 西臼杵郡高千穂町大字上野2845番地 |
| 理事 | 甲斐浩文 | 西臼杵郡高千穂町大字上野3485番地 |

| | | |
|-----|---------|--------------------------|
| 理 事 | 佐 藤 憲 治 | 西臼杵郡高千穂町大字三田井 178 番地 2 |
| 監 事 | 佐 藤 郁 夫 | 西臼杵郡高千穂町大字上野 3582 番地 |
| 監 事 | 興 梶 保 明 | 西臼杵郡高千穂町大字三田井 1195 番地 13 |

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、一ツ瀬川土地改良区（西都市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年5月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

| 役 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|-------------------------|
| 理 事 | 児 玉 忠 | 西都市大字三宅 3227 番地 1 |
| 理 事 | 安 藝 眞 充 | 新富町大字新田 16925 番地 11 |
| 理 事 | 久 保 一 美 | 木城町大字椎木 1003 番地 3 |
| 理 事 | 長 町 信 幸 | 高鍋町大字上江 403 番地 |
| 理 事 | 池 田 洋 文 | 西都市大字茶臼原 438 番地 |
| 理 事 | 吉 川 廣 美 | 高鍋町大字上江 7293 番地 |
| 理 事 | 児 玉 立 雄 | 西都市大字三宅 2630 番地 2 |
| 理 事 | 宇治橋 俊 美 | 高鍋町大字南高鍋 10997 番地 |
| 理 事 | 倉 永 正 和 | 新富町大字上富田 8716 番地 |
| 理 事 | 宇田津 士 郎 | 高鍋町大字南高鍋 11917 番地 4 |
| 理 事 | 郡 司 昌 幸 | 新富町大字新田 12694 番地 |
| 理 事 | 壹 岐 之 人 | 西都市大字穂北 4500 番地 |
| 理 事 | 松 村 喜 博 | 新富町大字日置 780 番地 13 |
| 理 事 | 松 浦 博 俊 | 新富町大字新田 16597 番地 2 |
| 理 事 | 小 守 敏 廣 | 新富町大字日置 581 番地 |
| 理 事 | 小 泉 正 浩 | 木城町大字椎木 667 番地 |
| 理 事 | 山 田 秋 吉 | 木城町大字椎木 268 番地 |
| 監 事 | 松 浦 博 善 | 宮崎市橋通西 1 - 5 - 30 - 906 |

| | | |
|-----|---------|-------------------|
| 監 事 | 児 玉 純 則 | 西都市大字三宅 7282 番地 |
| 監 事 | 長 友 克 裕 | 木城町大字椎木 1085 番地 1 |

(任期：平成34年3月29日まで)

2 退任した役員

| 役 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|---------------------|
| 理 事 | 児 玉 忠 | 西都市大字三宅 3227 番地 1 |
| 理 事 | 安 藝 眞 充 | 新富町大字新田 16925 番地 11 |
| 理 事 | 山 田 秋 吉 | 木城町大字椎木 268 番地 |
| 理 事 | 緒 方 博 俊 | 高鍋町大字南高鍋 8730 番地 |
| 理 事 | 池 田 洋 文 | 西都市大字茶臼原 438 番地 |
| 理 事 | 松 村 喜 博 | 新富町大字日置 780 番地 13 |
| 理 事 | 大 谷 昇 | 高鍋町大字上江 6646 番地 3 |
| 理 事 | 小 守 敏 廣 | 新富町大字日置 581 番地 |
| 理 事 | 宇治橋 俊 美 | 高鍋町大字南高鍋 10997 番地 |
| 理 事 | 小 泉 正 浩 | 木城町大字椎木 667 番地 |
| 理 事 | 郡 司 昌 幸 | 新富町大字新田 12694 番地 |
| 理 事 | 長 友 繁 美 | 新富町大字上富田 7451 番地 |
| 理 事 | 久 保 一 美 | 木城町大字椎木 1003 番地 3 |
| 理 事 | 松 浦 博 俊 | 新富町大字新田 16597 番地 2 |
| 理 事 | 壹 岐 之 人 | 西都市大字穂北 4500 番地 |
| 理 事 | 児 玉 立 雄 | 西都市大字三宅 2630 番地 2 |
| 監 事 | 井 上 茂 | 宮崎市生目台東 5 丁目 8 番地 5 |
| 監 事 | 黒 木 虎 男 | 西都市大字穂北 1541 番地 1 |
| 監 事 | 長 友 克 裕 | 木城町大字椎木 1085 番地 1 |

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、宮崎市住吉土地改良区（宮崎市）から平成30年4月6日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成30年5月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、
建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成30年 5月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 処分を受けた建設業者 | | | | 処分の内容 | | 処分の原因となつた事実 | 処分をした年月日 |
|-----------------------|------------|--------|----------------------|-------|---|----------------------|------------------|
| 許可番号 | 商号又は名称 | 代表者の氏名 | 主たる営業所の所在地 | 許可の区分 | 取り消した業種 | | |
| 宮崎県知事許可(般-26)第5835号 | (株)高英建設 | 日高 涉 | 宮崎県宮崎市大塚台西2丁目33-11 | 一般 | 大工工事業、内装仕上工事業 | 平成30年4月24日付で廃業した旨の届け | 平成30年4月24日(全廃業) |
| 宮崎県知事許可(特-26)第5835号 | (株)高英建設 | 日高 涉 | 宮崎県宮崎市大塚台西2丁目33-11 | 特定 | 建築工事業 | 平成30年4月24日付で廃業した旨の届け | 平成30年4月24日(全廃業) |
| 宮崎県知事許可(般-28)第6143号 | 大棟工業 | 亀田 正信 | 宮崎県都城高木町5006 | 一般 | 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、水道施設工事業 | 平成30年4月13日付で廃業した旨の届け | 平成30年4月13日(全廃業) |
| 宮崎県知事許可(般-29)第8452号 | 山崎工務店 | 山崎 幸雄 | 宮崎県宮崎市新別府町前浜1401-234 | 一般 | 建築工事業 | 平成30年4月26日付で廃業した旨の届け | 平成30年4月26日(全廃業) |
| 宮崎県知事許可(般-28)第 10463号 | モール地研(株) | 菊池 藤夫 | 宮崎県延岡市浜砂2丁目9-26 | 一般 | 土木工事業、とび・土工工事業、水道施設工事業 | 平成30年4月10日付で廃業した旨の届け | 平成30年4月10日(全廃業) |
| 宮崎県知事許可(般-27)第 11203号 | ミウラ工業 | 三浦 修一 | 宮崎県日向市亀崎1丁目37 | 一般 | 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、解体工事業 | 平成30年4月27日付で廃業した旨の届け | 平成30年4月27日(全廃業) |
| 宮崎県知事許可(般-27)第 13448号 | 富高建設 | 富高 正勝 | 宮崎県延岡市西階3-1-294 | 一般 | とび・土工工事業 | 平成30年4月24日付で廃業した旨の届け | 平成30年4月24日(全廃業) |
| 宮崎県知事許可(般-29)第 532号 | (株)南緑建 | 武田 龍一郎 | 宮崎県串間市大字西方3401-3 | 一般 | 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業 | 平成30年4月23日付で廃業した旨の届け | 平成30年4月23日(一部廃業) |
| 宮崎県知事許可(特-29)第1733号 | (有)成松工務店 | 成松 和幸 | 宮崎県宮崎市高岡町内山 259-1 | 特定 | 電気工事業 | 平成30年4月6日付で廃業した旨の届け | 平成30年4月6日(一部廃業) |
| 宮崎県知事許可(般-28)第1737号 | (有)村川水道工務店 | 村川 明浩 | 宮崎県小林市北西方6758-3 | 一般 | 消防施設工事業 | 平成30年4月20日付で廃業した旨の届け | 平成30年4月20日(一部廃業) |
| 宮崎県知事許可(般-29)第 12405号 | (株)SSK | 吉野 淳男 | 宮崎県西都市大字岡富866-1 | 一般 | 大工工事業、屋根工事業 | 平成30年4月5日付で廃業した旨の届け | 平成30年4月5日(一部廃業) |
| 宮崎県知事許可(般-25)第 13147号 | 石本建設 | 石本 幸子 | 宮崎県延岡市出北6丁目1668 | 一般 | 塗装工事業 | 平成30年4月27日付で廃業した旨の届け | 平成30年4月27日(一部廃業) |

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成30年 5月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 普通科・特別支援学校教育用コンピュータの賃貸借 一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様明細書による。
- (3) 納入期限 平成30年8月31日
- (4) 契約期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで（60月）
- (5) 納入場所 仕様明細書による。

(6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本県契約の相手方が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有するものであると認められた場合

ウ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準に関する要綱（昭和46年告示第93号）第2条に規定する入札参加の資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理（システム開発を含む。）、データエントリー及びその他のものであること。

イ 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ この公告の日から入札日までの間に、宮崎県から指名停止の措置を受けていない者であること。

オ 県内に本店又は支店（営業所を含む。）を置き、県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に係る徴収金に未納がないことを確認できる者であること。

カ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
キ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

ク 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

ケ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にとっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を平成30年6月20日までに提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課管理担当 宮崎市橋通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985(26)7237

- (2) 期間 平成30年5月31日から平成30年7月4日まで（土曜日及び日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 入札説明書及び仕様明細書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課管理担当

- (2) 期間 平成30年5月31日から平成30年6月20日まで（土曜日及び日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 入札説明会

入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問については平成30年6月20日午後5時まで受け付ける。なお、入札に関する質問にあっては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、メール又はホームページで通知する。

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県教育庁高校教育課管理担当

- (2) 提出期限 平成30年7月4日午後5時

- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵便にあっては書留郵便に限る。期限内必着。）により提出すること。

8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁4号館2階 宮崎県税・総務事務所入札室

- (2) 日時 平成30年7月6日午前10時00分

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県教育庁高校教育課管理担当 宮崎市橋通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985(26)7237

13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情

検討委員会が調達停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and Quantity of The Service Required: The computer for high school general education courses and special education schools : 1 unit
 (2) Bidding Deadline: 5:00 p.m. 4 July 2018
 (3) Contact point for the notice: Management Section, High School Education Division, Miyazaki Prefectural Board of Education, 1 - 9 - 10 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8502 Japan. TEL: 0985-26-7237

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成30年5月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 商業高校教育用コンピュータの賃貸借一式
 (2) 借入物品の特質等 仕様明細書による。
 (3) 納入期限 平成30年8月31日
 (4) 契約期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで(60月)
 (5) 納入場所 仕様明細書による。
 (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 イ 本県契約の相手方が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)と密接な関係を有するものであると認められた場合
 ウ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
 (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件

をすべて満たす者とする。

- ア 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準に関する要綱(昭和46年告示第93号)第2条に規定する入札参加の資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理(システム開発を含む。)、データエントリ及びその他のものであること。
 イ 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
 ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 エ この公告の日から入札日までの間に、宮崎県から指名停止の措置を受けていない者であること。
 オ 県内に本店又は支店(営業所を含む。)を置き、県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)に係る徴収金に未納がないことを確認できる者であること。
 カ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 キ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
 ク 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
 ケ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
 (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を平成30年6月20日までに提出しなければならない。
 なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課管理担当 宮崎市橋通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985(26)7237
 (2) 期間 平成30年5月31日から平成30年7月4日まで(土曜日及び日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 5 入札説明書及び仕様明細書の交付場所及び交付期間
- (1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課管理担当
 (2) 期間 平成30年5月31日から平成30年6月20日まで(土曜日及び日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 6 入札説明会
- 入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問については平成30年6月20日午後5時まで受け付ける。なお、入札に関する質問にあつては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに關しては、メール又はホームページで通知する。
- 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県教育庁高校教育課管理担当
 (2) 提出期限 平成30年7月4日午後5時
 (3) 提出方法 持参又は郵送(郵便にあつては書留郵便に限る。期限内必着。)により提出すること。
- 8 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁4号館2階 宮崎県税・総務事務所入札室
 (2) 日時 平成30年7月6日午前10時30分

- 9 入札保証金
入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。
- 10 入札の無効に関する事項
宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。
- 11 落札者の決定の方法
予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 12 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県教育庁高校教育課管理担当 宮崎市橋通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985 (26) 7237
- 13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 14 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
 - (1) Nature and Quantity of the Service Required: The computer for commercial high school education : 1 unit
 - (2) Bidding Deadline: 5:00 p.m. 4 July 2018
 - (3) Contact point for the notice: Management Section, High School Education Division, Miyazaki Prefectural Board of Education, 1 - 9 - 10 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8502 Japan. TEL: 0985-26-7237

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。
平成30年5月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量 総合実践等教育用コンピュータの貸貸借一式
 - (2) 借入物品の特質等 仕様明細書による。
 - (3) 納入期限 平成30年8月31日
 - (4) 契約期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで（60月）
 - (5) 納入場所 仕様明細書による。
 - (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
 - (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合

- のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
- ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
- イ 本県契約の相手方が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有するものであると認められた場合
- ウ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
 - (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準に関する要綱（昭和46年告示第93号）第2条に規定する入札参加の資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理（システム開発を含む。）、データエントリー及びその他のものであること。
 - イ 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - エ この公告の日から入札日までの間に、宮崎県から指名停止の措置を受けていない者であること。
 - オ 県内に本店又は支店（営業所を含む。）を置き、県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に係る徴収金に未納がないことを確認できる者であること。
 - カ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - キ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
 - ク 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
 - ケ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にとっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
 - (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を平成30年6月20日までに提出しなければならない。
 - なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課管理担当 宮崎市橋通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985 (26) 7237
 - (2) 期間 平成30年5月31日から平成30年7月4日まで（土曜日及び日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 5 入札説明書及び仕様明細書の交付場所及び交付期間
 - (1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課管理担当
 - (2) 期間 平成30年5月31日から平成30年6月20日まで（土曜日

及び日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明会

入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問については平成30年6月20日午後5時まで受け付ける。なお、入札に関する質問にあっては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、メール又はホームページで通知する。

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県教育庁高校教育課管理担当
- (2) 提出期限 平成30年7月4日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は郵送(郵便にあっては書留郵便に限る。期限内必着。)により提出すること。

8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁4号館2階 宮崎県税・総務事務所入札室
- (2) 日時 平成30年7月6日午前11時00分

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県教育庁高校教育課管理担当 宮崎市橋通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985(26)7237

13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and Quantity of the service required: The computer for comprehensive practicum education : 1 unit
- (2) Bidding Deadline: 5:00 p.m. 4 July 2018
- (3) Contact point for the notice: Management Section, High School Education Division, Miyazaki Prefectural Board of Education, 1-9-10 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8502 Japan. TEL: 0985-26-7237

病院局公営企業告示

病院局公営企業告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成30年5月31日

宮崎県病院局長 桑山 秀彦

1 指定代理納付者の指定を受けた者

三菱UFJニコス株式会社 東京都文京区本郷3丁目33番5号
宮銀カード株式会社 宮崎市高千穂通2丁目5番32号

2 指定代理納付者による代理納付を認めた債権

県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院における宮崎県立病院事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第44号)第6条に規定する料金等

3 指定代理納付者による代理納付が行える期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

病院局公営企業告示第2号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定により、県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院の公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成30年5月31日

宮崎県病院局長 桑山 秀彦

| 病 院 名 | 委 託 先 | 委 託 期 間 |
|--------|---------------------|-----------------------------|
| 県立宮崎病院 | 弁護士法人 一番町綜合法律事務所 | 平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで |
| 県立延岡病院 | | |
| 県立日南病院 | | |

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|